54 ガソリンの容器への詰め替え時の本人確認

令和元年に発生した京都アニメーションでのガソリン放火火災を受けて、同様の事案の発生を抑制するため、ガソリンの容器詰替え販売時に本人確認等が義務化されました。

1 購入者に対する本人確認

本人確認を行うことができる書類の提示が必要

①確認を行う書類の例

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等

- ②確認を省略できる例
 - ・既に本人確認を行っている場合
 - ・ガソリンスタンドの会員証で本人確認ができる場合
 - ・顧客及びその所属する企業と継続的な取引があり、氏名等を把握している 場合

2 使用目的の確認

販売日、顧客氏名、使用目的を確認すること

3 販売記録の作成

販売日、顧客の氏名、住所及び本人確認の方法、使用目的、販売数量を記入 し、1年を目安に保存

本人確認が行えない状態で詰替え販売を行った場合、消防法違反となる

ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について(消防庁 HP)

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/191220 kiho 197.pdf

